

第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年6月6日 午前10時00分 招集
2. 令和元年6月6日 午前10時00分 開会
3. 令和元年6月6日 午前10時50分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	藤井栄治
税務課長	市原修二	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長補佐	上村美博
人権啓発課長	園田達也	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木仁	水道課長	浅久野浩輝
波野支所長	加藤勇二郎		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	山本繁樹
--------	------	---------	------

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について（議長）
- 日程第4 諸般の報告について（市長）
- 日程第5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（湯淺正司君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、改めましておはようございます。

まず開会前に、田中弘子議員より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思えます。

田中弘子議員、どうぞ。

○14 番（田中弘子君） おはようございます。皆さん、お忙しい中に母の葬儀に参列いただきましてありがとうございます。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君） それでは、改めましておはようございます。令和元年年第1回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙の折、本定例会にご出席をいただき、お礼を申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど佐藤市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようにご協力をお願い申し上げます。

なお、この時期になりますと全国的に梅雨入りし、集中豪雨等により各地で毎年甚大な被害が発生しております。特に皆様のご記憶にもありますとおり、平成24年7月に発生しました九州北部豪雨災害は、この水域に発生したものであります。従いまして、議員各位には自重自愛の上で、地域の災害防止にも格段のご協力をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、令和元年第 1 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりですが、出席予定であった住環境課長はご家族にご不幸があり出席できないことから、上村課長補佐が出席していることを申し添えます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、5 番議員、立石昭夫君、6 番議員、竹原祐一君のご兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告をいたします。

議会運営委員会を 5 月 29 日、午前 10 時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしましたので、結果を報告します。まず会期につきましては、本定例会の付議事件が専決処分の報告 1 件、専決処分の承認 5 件、繰越明許費事故繰越し繰越計算書の報告 4 件、条例の制定及び一部改正 6 件、平和元年度補正予算案 5 件、工事請負契約の締結 1 件、人事案件 4 件、その他 5 件の計 31 件であることから、会期を本日 6 月 6 日から 6 月 24 日までの 19 日間といたしました。会期日程につきましては、議員各位に配付してあるとおりありますので、ご了承を願います。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。報告 7 件、専決処分の承認 5 件、工事請負契約の締結 1 件、人事案件 4 件を除く 14 議案につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、委員会付託議案審議につきましては、会期中の日程に従い、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取扱いについてご報告します。まず、一般質問の通告期限であります。6 月 12 日の午後 5 時までといたします。時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については、指定された時間を有効に活用するためにも、わかりやすく具体的に記載していただくこと。また、通告内容以外の質疑にならないように気をつけていただきますよう併せてお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問内容に対する確かな答弁に努められますようお願いいたします。

次に、一般質問の時間についてですが、答弁も含め 45 分間といたしますので、議員各位の理解をお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は全員協議会を開くことにいたしましたので、ご出席のほどをよろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第 3 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第 3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙報告書をご覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より平成 31 年 2 月分から 4 月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧を願いたいと思っております。

次に、平成 31 年第 2 回定例会で可決されました阿蘇市一の宮町地区の交番設置に関する意見書につきましては、去る 4 月 5 日に市長の要望書とともに熊本県警察本部長及び熊本県知事に提出いたしました。

次に、市議会議長会の開催状況についてであります。阿蘇市町村議長会総会がそれぞれ阿蘇市内で開催され、また第 269 回熊本県市議会議長会が上天草市で、第 94 回九州市議会議長会定例総会が福岡市で開催され、それぞれ議案が提出され、全会一致で承認されております。詳細については、後でご覧いただきたいと思っております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第 4 諸般の報告について（市長）

○議長（湯浅正司君） 日程第 4、市長の諸般の報告を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

5 月 1 日、「令和」の時代が起動し始め、新たな期待感が高まる中、多様性に富んだ新時代のニーズを市民の皆様方とともに、敏感かつ的確にとらえ、柔軟な発想で、安心な未来を拓き、地域の総合力でさまざまな課題に対処していきます。

折しも本年の国直轄砂防事業着手に引き続き、2020 年度は、国道 57 号北側復旧ルート及び阿蘇大橋の開通に加え、待ち望んでいた J R 豊肥本線の全線運転再開が示され、熊本地震

で途絶した交通インフラが着実に改善される見込みです。

特に、2020 年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される中、本市が聖火リレーのルートの一つに選定されたことは、熊本地震からの復興の後押しになり、大変ありがたいと思います。

これから迎える明るく大きな期待と高揚感をしっかりと受け止め、阿蘇市が「復興」から「躍進」へと発展的進化をしていけるよう全力で取り組んでまいります。

それでは、令和元年第 1 回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、3 月の定例会以降の諸般の報告をいたします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

先の市議会定例会で可決された阿蘇警察署移転に伴う阿蘇市一の宮町地区の交番設置等については、4 月 5 日に、熊本県及び熊本県警察本部へ市議会議長とともに市議会の意見書と併せて、要望書を提出しました。

阿蘇中岳は、4 月 14 日に火山性微動の振幅が大きくなり、噴火警戒レベル 2 へ引き上げられ、これを受け、火口 1 km 圏内の立入りを規制、4 月 16 日に発生したごく小規模な噴火以降、現在まで小規模噴火を繰り返し、活動の高まった状態が続いています。この間、4 月 23 日には、阿蘇火山防災会議協議会臨時会を開催、噴火警戒レベルが 3 に引き上げられた場合の立入規制点等について関係機関と情報共有し、5 月 17 日には「火山ガス安全対策専門委員会」を開催、火口北西部の見学エリアについて火山ガス調査状況等を報告しました。今後も、専門委員からご意見を賜りながら、協議会で引き続き対応・検討を進め、安心安全な火口見学の確保に努めていきます。

6 月 1 日、本格的な梅雨期を前に、内牧地区の市道鍋釣線周辺 7 行政区を対象とし、土砂災害を想定した避難訓練を実施、平成 24 年九州北部豪雨災害など過去の試練を踏まえ、地域の方々とともに「自助」「共助」のもと、速やかな避難行動がとれるよう、気象状況等の情報連絡体制及び避難準備等を再確認しました。

また、昨日「阿蘇市防災会議」を開催、要配慮者利用施設での避難確保計画の作成及び訓練実施の義務化など「県地域防災計画」の修正点を参考に「阿蘇市地域防災計画」を見直し、出水期に備え、関係機関と緊密な連絡を図り、犠牲者を一人も出さないよう早めの体制強化に努めます。

なお、5 月 1 日の改元に伴い、住民基本台帳等の各種情報システムのトラブルも危惧されましたが、事前準備もあり、特に支障や混乱もなく今日に至っています。

【財政課】

4 月 10 日、国土交通省・熊本県・JR九州で構成される「JR 豊肥本線復旧連絡協議会」が発足、阿蘇大橋地区の斜面崩壊部の対策が、本年度末に概成され、当該部分を JR 豊肥本線の復旧工事用ヤードとして活用することなどにより、2020 年度内に復旧工事完了と運転再開を目指すとして国土交通大臣が発表されました。

関係者一同、大変ありがたいと、明るい決定に心から安堵しているところです。今後も引き

続き、JR豊肥本線の1日も早い復旧に向け、要望活動を続けてまいります。

【波野支所】

波野支所庁舎建設事業は、計画どおり工事が進み、6月末に竣工、移転作業等を経て、8月初旬に開所式を行う予定です。

なお、旧庁舎一带の10棟の建物は、アスベスト調査後に解体工事に着手します。

次に、市民部関係について報告します。

【市民課】

令和元年初日の5月1日、市役所において午前9時から正午まで臨時的に開設した婚姻届専用窓口で10件の届出があり、それ以外の時間帯や支所での届出を合わせると、17件の届出がありました。これは、市制施行以来、最も多い届出数となり、大変おめでたい改元初日となりました。

また、2月から開始したマイナンバーカードを利用した各種証明書等のコンビニ交付は、現在までトラブルもなく市民の皆様にご利用いただいています。これからも便利なコンビニ交付を多くの皆様にご利用いただけるようマイナンバーカード取得促進に取り組みます。

【ほけん課】

本年4月、保健指導の強化及び保健事業を積極的に推進するため、「健康増進室」を設置、健康づくりや予防活動を展開し、生活習慣病の発症・重症化防止を目指しています。

新規事業として、不妊に悩むご夫婦の負担軽減を目的に、「不妊・不育治療費の一部助成事業」を開始しました。県事業にない一般不妊・不育治療まで助成対象範囲を広げ、更には所得要件を除外し、利用しやすい制度としています。

望まない受動喫煙の防止を目的に、「健康増進法」が改正され、7月1日から教育機関・医療機関・児童福祉施設・行政機関等が原則、敷地内禁煙となり、本市では、市役所本庁・両支所など敷地内全面禁煙とします。今後は、利用される皆様方への啓発活動と併せて、他公共施設等への受動喫煙対策も進めてまいります。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

熊本地震で甚大な被害を受けた農地等の復旧が完了、4月下旬から阿蘇コシヒカリを中心とした主食用米の作付けも全面再開され、3年ぶりに千枚田の光景が広がり、震災前の営農環境に戻りつつあります。

現在、自然水が例年に比べ少ない状況であり、引き続き農業用水の節水を農家の方々に呼び掛けるなど、水不足によって農作物の生育などに影響しないよう関係機関と連携し対応してまいります。

農業者の高齢化・後継者不足等に伴う担い手の確保と持続可能な地域農業の振興については、今後も農地中間管理事業を積極的に活用し、集落営農組織の法人化を推進します。

昭和54年度から着手した国営大野川上流地区土地改良事業は、利水供給が来年4月から開始、地域内へスムーズな農業用水供給を図るため、阿蘇市・産山村・竹田市の2市1村で、ダムなど基幹水利施設の管理を国から引き継ぐ準備を進めます。

治山事業は、国直轄事業 4 箇所のうち、3 箇所が既に完了、残りの 1 箇所が 8 月末に完了する見通しです。県営治山事業は、狩尾地区の大規模崩壊部分の工事が始まり、復旧が進んでいる状況です。

林業関係は、「森林経営管理法」が 4 月に施行され、森林所有者の方自らが経営・管理できない森林を、市町村が仲介役となり、協議の上、林業経営者の方などと管理委託手続きを行う新たな制度が開始されました。今年度から森林所有者の方へ制度周知と併せて意向調査を実施、関係機関と連携し、森林の管理・整備を推進します。

【観光課】

10 連休となったゴールデンウィークの観光入込客の状況は、期間中に阿蘇中岳第一火口の小規模噴火もあり、大変心配されましたが、宿泊施設は満室、観光施設は多くの人で賑わい、3 月 17 日にオープンした阿蘇山上ビジターセンターも予想を超える 3 万 1,000 人の来場があったと聞いています。また、4 年ぶりの見学再開となった仙酔峡は開花時期がゴールデンウィークと重なり、平成 27 年を上回る約 2 万人が訪れました。

今後、外国人旅行者の受入環境整備として、本年 1 月から徴収が開始された「国際観光旅客税」を財源とした補助事業を活用し、仙酔峡インフォメーションセンターの展示物刷新や観光パンフレットの多言語化を進めます。

昨年 12 月に、阿蘇市・竹田市・JR九州の三者で「JR 豊肥本線を活用した観光振興のための協定」を県境並びに官民の枠を超えて締結し、検討を進める中で、先述のとおり、国土交通大臣から JR 豊肥本線を 2020 年度中に全線運転再開することが明らかにされました。

これらを踏まえ、三者を中心とした官民協働の協議会を設立し、JR 豊肥本線の復旧後を見据えた仕組みづくりなど、九州中央における主要観光地としての位置確立に取り組みます。

【まちづくり課】

懸案であった阿蘇坊中温泉「夢の湯」は、これまであらゆる方向から前向きに検討を重ね、駅周辺の発展的要素も踏まえ、以前の賃貸借契約は継続、また設計内容を見直し、安全に利用していただける施設に改修する計画で進めています。

「阿蘇市ふるさと応援寄附金」は、昨年度の寄附額が、約 1 億 5,000 万円 (5,230 件) となっています。過度な返礼品による寄附金の獲得競争が激化していましたが、ふるさと納税の新制度では、「返礼品は地場産品」、「調達費は寄附額の 30% 以下」に加え、昨年 11 月以降の「寄附募集の適正な実施」の 3 基準に適合した自治体を、総務大臣が対象市町村として指定することとなりました。本市は、5 月に総務省から指定市町村の認定を受け、引き続き、制度に則って「ふるさと納税」に取り組みます。

また、10 月からの消費税率引上げに伴い、低所得世帯等の消費に与える影響緩和と、地域で消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯を対象にプレミアム付商品券事業が実施されます。本市は関係課で構成する対策室を設置、10 月からの販売に向け準備を進めます。

並行して、国の消費増税に伴う景気対策は、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を予定、本市ではキャッシュレス決済の普及により利便性・効率性の向上を図り、商工業者

の方を中心に、地域の消費拡大、情報発信、地域活性化効果を引き出し、新たな消費の需要開拓につなげます。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

熊本地震で寸断された市道仙酔峡線の復旧工事が完了、4月1日に開通し、一般車両の通行が可能となりました。

国道57号北側復旧ルートトンネル部は、5月1日現在、掘削後の壁面をコンクリートで覆う工事が進められ、本坑で82%の進捗状況です。

阿蘇山直轄砂防事業は、本年度約24億円の予算が確保され、堰堤等の整備促進が期待されます。

中九州横断道路は、1月の「朝地竹田間」の開通に続き、県境を連結する「竹田阿蘇道路（約22.5km）」の事業化が異例の早さで決定されるなど、これまでの粘り強い要望活動が実現しつつあります。

滝室坂トンネルの掘削状況は、避難坑で約19%、本坑で6%の進捗状況です。

なお、市道や河川の整備は、舗装や区画線及び堆積土砂浚渫等の維持工事を順次発注している状況です。

【住環境課】

建設型仮設住宅・借上げ型みなし仮設住宅からのすまい再建状況は、5月20日現在、自宅再建と、民間賃貸住宅及び災害公営住宅の入居予定世帯を合わせると、約78%の再建見通しが立っており、残り約22%の世帯が再建途中です。

災害公営住宅の建設状況は、新小里団地4号棟が昨年度完成、4月1日から入居を開始しています。また、施工中の災害公営住宅3団地は、年度内の入居完了を目指しています。

また、復興基金事業の「宅地復旧支援事業」は、平成30年度に実施できず、本年度に持ち越された方を含め、現在、9件が施工中です。この基金事業は、原則、本年度終了となりますが、やむを得ず年度内に施工できない場合は、本年度中に承認を受ければ、来年度まで施工が可能となります。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

平成19年度に策定した学校規模適正化基本計画に基づき、これまで学校施設の再編整備事業を展開、明治7年に創立した山田小学校は3月をもって144年の歴史に幕を閉じ、4月から内牧小学校と先行統合し、新しい環境のもと学校生活が始まりました。

阿蘇西小学校は、平成28年に尾ヶ石東部小学校と先行統合した矢先、熊本地震に遭遇、校舎の建て替えを余儀なくされましたが、この度、校舎とプールの復旧工事が完了、4月4日に落成式を挙行し、8日の始業式から新たな学び舎で学校生活がスタートしました。

来年度から、新学習指導要領により、小学校5・6年生は外国語科として新たな授業が始まります。本市では、昨年度から先行して英語の授業に取り組んでおり、加えて、外国人に情報発信できるグローバルな人材育成を目的とし、小学5年生から中学3年生までの児童生

徒を対象に「英語検定チャレンジ事業補助金」を創設する予定です。

なお、各小・中学校のエアコン設置は、7月に入札、夏休み中の着工を目標に進めています。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

本年2月に開設した「歯科口腔外科外来」は、阿蘇郡市歯科医師会のご支援を受け、紹介患者数も月ごとに増え、患者の方から、重症度の高い歯科口腔疾患の治療ができることに感謝の言葉をいただいています。

また、以前から要望が多かった「耳鼻咽喉科外来」も医師確保と診療環境が整い、4月に開設、早速、多くの方が受診されています。

常勤医師の確保は、開院以降、喫緊の課題として取り組んでいますが、厳しい現状です。先般、厚生労働省が公表した都道府県ごとの医師偏在指標では、当阿蘇医療圏域は「医師少数区域」であり、社会情勢として医師の働き方改革や新専門医制度の影響もあると思いますが、引き続き、関係機関と連携し、医師・看護師の確保、小児科・神経難病・がん等の専門外来の維持、糖尿病・肝疾患・認知症に係る医療機能の充実に取り組み、地域の皆様方の医療需要に応え、将来的に安心して受診できる地域医療に取り組んでいきます。

以上、令和元年第1回定例会の開会に当たっての諸般の報告といたします。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の諸般の報告が終わりました。

日程第5 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第5、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、令和元年第1回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第3号「専決処分の報告について」

本件は、平成30年11月7日、阿蘇火山西火口D展望所において発生した物損事故について、平成31年3月29日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

承認第1号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3号の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行等により緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3号の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第3号「専決処分した平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第7号補正であります。

本件は、波野保健福祉センターの温水ヒーター更新工事を緊急に実施する必要があったため、平成31年3月27日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳出において、波野保健福祉センターの温水ヒーター更新工事費用として350万円を計上しております。

なお、財源には、予備費を充用しておりますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

承認第4号「専決処分した平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第8号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、平成31年3月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものであります。

歳入では、地方消費税交付金、地方交付税、寄附金等を増額し、国県支出金、市債等を減額しております。

歳出では、各事業の実績に応じて所要の調整を行っております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億6,539万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を202億9,052万3,000円といたしました。

承認第5号「専決処分した平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第5号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、平成31年3月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものであります。

歳入では、市債を、歳出では、事業費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2,490万円を減額し、歳入歳出予算総額を6億9,645万5,000円といたしました。

報告第4号「平成30年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第5号「平成30年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」

本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第6号「平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第7号「平成30年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」

本件は、建設改良費に係る支出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法

第 26 条第 3 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第 35 号「阿蘇市森林環境譲与税基金条例の制定について」

本件は、阿蘇市が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進を図るため、森林環境譲与税を活用した基金を設置し、適正に管理する必要があることから、本条例を制定するものであります。

議案第 36 号「国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の制定について」

本件は、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項で準用する第 57 条の 2 の規定により、国営大野川上流地区土地改良事業により造成された基幹水利施設の管理規程を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 37 号「阿蘇市支所設置条例及び阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市波野支所を移転したいので、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 38 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」

本件は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 39 号「阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 40 号「阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市一の宮温泉センターの使用料を改定したいので、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 41 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、阿蘇市プレミアム付商品券事業等に関する国庫支出金、事業費の確定等による県支出金、市債等の増額を計上しております。

歳出では、阿蘇市プレミアム付商品券事業、攻めの園芸生産対策事業等を追加計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,266 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 159 億 9,463 万 2,000 円といたしました。

議案第 42 号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正予算であります。

歳入では、国庫支出金及び市債を、歳出では、人件費の調整、事業計画の見直し等により事業費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 173 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 6 億 6,048 万 9,000 円といたしました。

議案第 43 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

本件は、人件費調整に伴い補正するものであります。

歳入では繰入金を、歳出では総務費のうち一般管理費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 59 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 34 億 3,849 万 6,000 円としました。

議案第 44 号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

本件は、人件費調整並びに、消費税引上げによる低所得者保険料軽減及び介護保険システム改修に伴い補正するものであります。

歳入では、介護保険料を減額、国庫支出金及び繰入金を追加し、歳出では、総務費のうち一般管理費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,568 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 34 億 1,497 万 3,000 円といたしました。

議案第 45 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

本件は、主に人件費調整に伴い補正するものであります。

歳入では繰入金を減額し、歳出では総務費のうち一般管理費を減額、徴収費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 32 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 4 億 2,910 万 8,000 円としました。

議案第 46 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により構成団体の議会において、同文議決を求めるものであります。

議案第 47 号「字の区域の変更について」

阿蘇市一の宮町宮地字中湧崎地内の一部の字の区域を変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 48 号「国営大野川上流地区土地改良事業の事務の委託について」

本件は、阿蘇市と大分県竹田市において、国営大野川上流地区土地改良事業の阿蘇市が管理する部分の事務について、協議により規約を定めたいので、地方自治法第 252 条の 14 の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 49 号「工事請負契約の締結について」

本件は、阿蘇市立波野保育園改築工事について、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

同意第 2 号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」

本件は、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、固定資産評価審査委員

会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるもの
あります。

同意第 3 号「固定資産評価員の選任について」

本件は、阿蘇市固定資産評価員を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定によ
り議会の同意を求めるものであります。

諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人
権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

報告第 8 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により株式会社 A S O ワークネットの経
営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 9 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出につ
いて」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により一般財団法人阿蘇テレワークセン
ターの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

以上、議案 31 件（報告 7 件、承認 5 件、条例 6 件、予算 5 件、同意 2 件、諮問 2 件、そ
の他 4 件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後、午前 11 時 00 分から全員協議会を開催しますので、経営状況の説明資料を
持参の上、ご出席のほどよろしく願いいたします。

お疲れでした。

午前 10 時 50 分 散会